

# 財団法人大分県建設技術センター寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人大分県建設技術センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大分県大分市向原西1丁目3番33号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、大分県における建設（管理を含む。）事業の円滑、効率的な推進と技術の向上を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建設に係る技術の研修、相談及び研究
- (2) 建設事業に係る工事用材料試験
- (3) 建設事業に係る調査、設計積算及び施工監理の受託
- (4) 積算システム運用管理業務及び道路管理業務の受託
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、大分県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は毎年度終了後2か月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経て、事前に主務官庁に届け出なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 理事 6人以上10人以下(理事長及び専務理事を含む。)
- (4) 監事 2人

2 役員は理事会において選任する。

3 理事長は、理事の互選とする。

4 専務理事は、理事長が理事会の承認を得て選任する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経て、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項  
(開催)

第 22 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。  
(招集)

第 23 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。  
(議長)

第 24 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、大分県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、大分県知事の許可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、大分県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

## 第6章 雑 則

(委任)

第31条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し、必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日（平成6年4月1日）から施行する。

2 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

この寄附行為の一部改正を、平成13年3月30日から施行する。